

## 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書（案）

2023年10月からのインボイス制度（適格請求書等保存方式）実施に向け、昨年10月よりインボイス発行事業者の登録申請が始まっている。

これは、現在消費税申告で行われている帳簿による納付税額の計算から、インボイス（適格請求書）による納付税額の計算に移行しようとするものである。

このインボイスは課税事業者であり、かつ登録した事業者にしか発行できないが、インボイスを発行できない免税業者（約480万人と推計）、フリーランス（約400万人前後）及びシルバー人材センターの会員（約70万人）も「事業者」となってしまう。インボイス導入の影響は多くの国民に及び、1千万人前後が対象となる可能性がある。

そのため、多くの免税事業者（年間売上1千万円以下）は、課税事業者になるか、転・廃業するかの選択を迫られるものであり、取引から排除されるおそれがある。

現在、免税事業者も仕入れや経費に含まれる消費税を負担しており、取引先との価格交渉の中で、何とか採算を得ているのが現状である。コロナ禍で時短・自粛営業を余儀なくされ、地域経済が疲弊する中で、中小企業・自営業者の経営危機が深まっており、インボイス制度に対応できる状況ではない。

多くの中小企業団体や税理士団体も、「凍結」「延期」「見直し」「中止」を表明し、現状での実施に踏み切ること懸念の声を上げている。

新型コロナウイルスの危機を克服した新たな社会においても、地域に根ざして活動する中小業者の存在は不可欠であり、「税制で商売つぶすな」との声があがっている。

よって、消費税インボイス制度の実施を中止するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年 月 日

茨城県議会議長 伊 沢 勝 徳

(提出先)

内閣総理大臣  
財務大臣  
経済産業大臣  
衆議院議長  
参議院議長